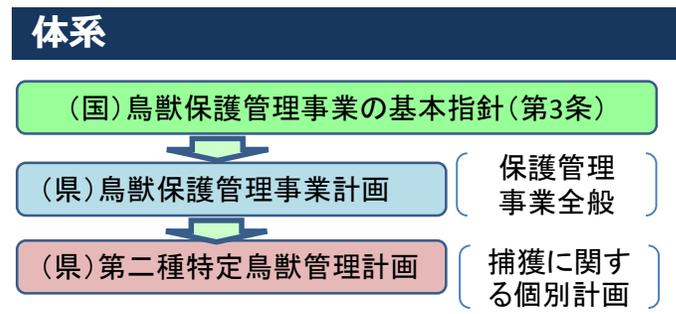


## 基本事項

- ◆計画の位置づけ  
鳥獣の保護及び管理を図る事業を実施するため、  
○鳥獣保護管理事業計画  
○第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ・イノシシ）を策定  
（鳥獣保護管理法第4条第1項・第7条の2第1項）
- ◆計画期間 令和4年度から令和8年度までの5年間



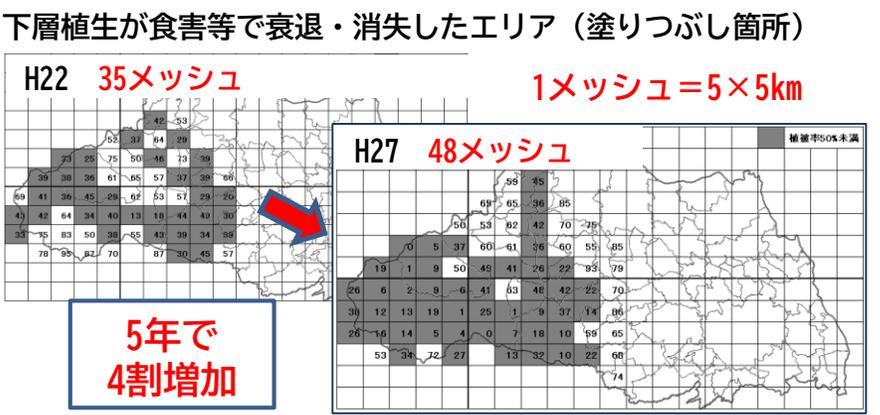
## 計画の概要

- ### 鳥獣保護管理事業計画
- ◆主な項目
    - 鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等に関する事項  
鳥獣保護区：鳥獣保護を目的に狩猟を禁止 県土の8%を指定  
特定猟具使用禁止区域：銃等の使用を禁止 県土の55%を指定
    - 特定鳥獣の管理に関する事項  
生態系・農林業に影響を与えるニホンジカ・イノシシの管理

## 現状

- ニホンジカの急増
  - ・急速な生息数の増加（10年で1.8倍）
  - ・山地から丘陵地への生息地域の拡大

- 農林業や生態系に深刻な被害
  - ・R1年度シカ農業被害 1,344万円
  - ・森林被害の拡大（下層植生の衰退・消失）



### 第二種特定鳥獣管理計画

対象市町村の拡大（生息域の丘陵部への拡大に対応）

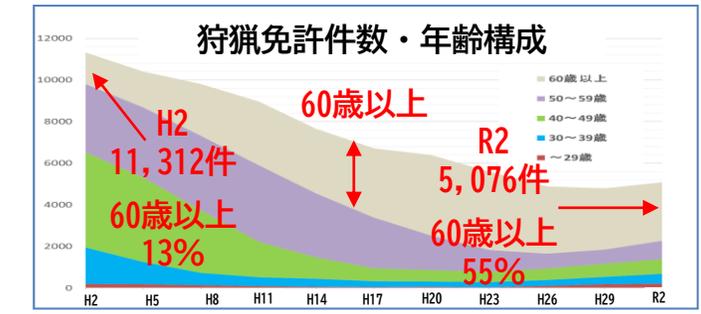
ニホンジカ 17→20市町村  
滑川町・嵐山町・鳩山町を追加

イノシシ 18→21市町村  
滑川町・鳩山町・坂戸市を追加

管理目標の強化等（生息数調査に基づく捕獲目標の設定）

種別	生息数	目標数	捕獲目標
ニホンジカ	13,000頭	約4,500頭	4,000頭/年
イノシシ	2,800頭	約1,500頭	500~1,500頭/年

- 狩猟者の減少と高齢化  
狩猟者の役割：個体数の調整（狩猟・有害捕獲）の担い手
  - ・過去30年間で狩猟免許件数が半分以下に減少（H2年度11,312件 → R2年度5,076件）
  - ・" で60歳以上の割合が4.2倍に増加（H2年度13% → R2年度55%）



- 狩猟者の免許、更新、人材育成に関する事項
  - ・狩猟免許試験の受験機会確保等（若い世代への配慮）  
（例）休日、夏季休暇時、複数日の開催（R3年5回）
  - ・狩猟者向け段階別研修の実施（技能の向上）  
（例）初心者研修：座学、捕獲鳥獣の解体の実演等  
共同捕獲研修：射撃場での演習、野外のシカ猟、解体実施
- 鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等に許可に関する事項
  - ・錯誤捕獲防止を目的にくくり罠及びとらばさみの運用の厳格化
- その他の事項
  - ・住宅地等に鳥獣が出没時した時の対応方針、関係機関との連携